

## 稻佐山公園の指定管理に係る令和4年度納付金の状況について

土木部  
追加資料

### 1 指定管理者

リージョナルクリエーション長崎・長崎ロープウェイ事業共同体

代表者 株式会社リージョナルクリエーション長崎 代表取締役社長 岩下 英樹

構成団体 一般財団法人長崎ロープウェイ・水族館 理事長 田中 洋一

### 2 令和4年度決算の状況と現状

納付金48,109,499円について、令和4年度中に納付されなかつたため、令和4年度決算（歳入）において収入未済となっている。【22款 諸収入 5項 雜入 3目 雜入 8節 指定管理施設特定収入】

10月31日に全額納付された。

### 3 未収金発生の理由

令和5年3月、令和4年度納付金について減額調整してほしいとの指定管理者からの申入れを受け、収支決算書等の精査を行うなど業務の状況を確認し、その状況を踏まえた長崎市としての方針を決定するまでに時間を要したため、長崎市から指定管理者へ納付金の請求書の送付時期が遅れ、未収金となったもの。

### 4 経緯

月日	内容
令和5年3月17日	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者から、令和4年度納付金について、収入額の増額のみではなく、支出の実態を踏まえて納付金を算定（減額調整）してほしい旨の申入れ。</li><li>・長崎市から、具体的な費用の内訳がわかる令和4年度収支決算書を提出するよう要請。</li></ul>
令和5年5～7月	<ul style="list-style-type: none"><li>・納付金の納付について指定管理者に申し入れるが、支出の実態についてもあわせて解決を図ってほしいとの申入れがあり、収支決算書等を精査。</li><li>・指定管理者においてはスロープカーの安全運行にあたりに必要な人員（中腹駅、山頂駅とも各2名）を配置していたが、指定管理者公募時の仕様書に記載していた配置人員では、必要な人員が不足（中腹駅、山頂駅とも各1名）していたことを確認。</li></ul>
令和5年8月25日	確認結果を踏まえ、9月議会に15,554千円を補正予算計上する方針を決定。

月日	内容
令和5年9月8日	納付金に係る請求書を、指定管理者へ送付。
令和5年9月12～14日	建設水道委員会での議案審査。
令和5年9月14日	指定管理者に、建設水道委員会での補正予算の減額修正を伝えたうえで、納付金の納付について申入れ。
令和5年10月6日	未納の状況を解決するための協議。
令和5年10月13日	指定管理者から全額納付との申し出あり。
令和5年10月18日	再度、納付金に係る請求書を、指定管理者へ送付。
令和5年10月31日	納付金48,109,499円を全額納付。

## 5 議会からの指摘等

- (1) 令和5年9月議会 第95号議案「令和5年度長崎市一般会計補正予算第6号」に係る建設水道委員長報告（抜粋）  
**【令和4年度人件費相当額の負担金支出について】**  
 ア 令和4年度の支払いは、市の出納が閉鎖している現状において、令和5年度に負担金という形で支出をすることはなじまない。  
 イ 指定管理者制度を導入している他の施設などとの公平性を欠き、今後の先例となり得る懸念を払拭することができない。
- (2) 令和5年決算委員会 第143号議案「令和4年度長崎市一般会計歳入歳出決算」のうち、建設水道委員会に付託された部分に対する附帯決議（抜粋）  
**【令和4年度納付金の未収について】**  
 ア 納付金を納めることについては、支出の実態とは切り離して考えるべき。  
 イ 協定書に定めている納付金の納入が会計年度内になされなかつたことは、指定管理者としての適格性を問われかねない大きな問題。  
 ウ 市は、指定管理者に対し速やかに納付金を納めてもらう努力を怠っていたと言わざるを得ない。  
 エ それらの理由が市の積算誤りによる委託金額の変更に起因しているものであると考えられるが、他の指定管理者への影響は大きく指定管理者制度の根幹を揺るがしかねない。  
 オ 今後このようなことが二度と起きることがないよう、指定管理者に対する日頃からの適正なモニタリングに努めるなど再発防止策を講じるとともに、この問題の重さを認識し、議会及び市民に対して時期を失すことなく説明責任を果たすよう強く要請する。